



**宛先:**

Cc:

Bcc:

件名: 静岡県認定農業者メールマガジン第412号(「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等  
対応助成金」のご案内)

送信元: メール\_農業ビジネス課/\_\_\_月曜日 2020/05/18 16:10

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■  
 静岡県認定農業者メールマガジン  
 「認定マガジン」第412号  
 令和2年5月18日発行  
 □■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。

今回は、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等  
対応助成金」のご案内です。

厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、  
 「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」  
 を、令和2年2月27日から3月31日までの間に  
 ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども  
 ・新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども  
 の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、  
 有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に対する助成金制度を創設しましたので、以下のとおり配信してお知らせいたします。

**【助成内容】**

○ 有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10  
 具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額(※)×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。  
 ※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの(8,330円を超える場合は8,330円)

**【申請期間】**

○ 令和2年3月18日～6月30日までです。  
 厚生労働省・都道府県労働局  
 \*①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。  
 \*事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします

厚生労働省が今後実施を予定している助成金の拡大等】

- (1)「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の延長について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10605.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10605.html)
- (2)「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10551.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10551.html)

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

お問い合わせについて  
 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金  
 個人向け緊急小口資金相談コールセンター  
 0120-60-3999 ※土日・祝日含む  
 (受付時間:9:00~21:00)

=====

認定マガジン第412号はいかがだったでしょうか。  
これからも、皆さんが楽しみ、参考になる記事を配信して  
いきたいと思えます。

また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。  
<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html>

○今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停  
止のご連絡をお願いします。  
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

○メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の  
変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、  
お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県 経済産業部 農業ビジネス課 担い手育成班  
E-mail [nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp)  
TEL 054-221-2754  
FAX 054-221-3688

=====